

次のとおり三朝町土地開発基金条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年9月8日

三朝町長 吉田 秀光

平成18年9月20日原案可決

三朝町議会議長 牧田武文

三朝町条例第 号

三朝町土地開発基金条例の一部を改正する条例

三朝町土地開発基金条例(昭和46年三朝町条例第14号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(基金の額)	(基金の額)
第3条 略	第3条 略
2 必要があるときは、予算の定めるところにより <u>基金の額を増額</u> することができる。	2 必要があるときは、予算の定めるところにより <u>基金に追加して積み立てを</u> することができる。
3 前項の規定により <u>増額</u> が行われたときは、基金の額は、 <u>増加相当額</u> 増加するものとする。	3 前項の規定により <u>積み立て</u> が行われたときは、基金の額は <u>積立額相当額</u> 増加するものとする。
(運用益金の整理)	(運用益金の整理)

第7条 基金の運用から生ずる収益は、一般 会計歳入歳出予算に計上して整理する。

第7条 基金の運用から生ずる収益は、土地 取得特別会計歳入歳出予算に計上して整理する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成8年8月8日

三井物産株式会社

平成8年8月20日 三井物産株式会社 代表取締役社長 文彦田

前 玉 並	並 玉 並
(前)の基金	(前)の基金
並 並 並	並 並 並
並 並 並	並 並 並
並 並 並	並 並 並
並 並 並	並 並 並
並 並 並	並 並 並
(並)の基金	(並)の基金